

医療法人群栄会行動計画

当院ではすべての職員が仕事と子育てを両立させることができ、安心して仕事に取り組み、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成24年1月1日～平成28年12月31日までの5年間

2 【育児をしている労働者を対象とする取り組みに関する事項】

目標1 計画期間内を通じて妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保等について、また、産前産後休業や育児休業給付、育児中の社会保険料免除、勤務時間短縮の措置、子の看護のための休暇などの制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を図る。

〈対策〉

- ① 平成24年1月以降職員に対し当院の支援制度を周知し、積極的な活用を進めるための情報提供を行う。
- ② 相談体制の充実、整備の促進を図る。

目標2 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性従業員：計画期間内に1人以上取得すること。

女性従業員：取得率を70%以上にする。

〈対策〉

- ① 平成24年1月以降男子従業員も育児休業を取得できることを、院内報等を通じ、定期的に周知を図る。
- ② 各勤労部門に対して育児支援措置に関するマニュアルを配布し、各勤労部門を通じて従業員に育児支援措置について周知・教育する。
- ③ 従業員本人又は配偶者の出産時期が近づいた場合に、職場の勤労部門に届け出ることにより、種々の育児支援措置について相談を受けることができるようにする。